

公 示

全国健康保険協会管掌健康保険 令和7年度 被保険者生活習慣病予防健診及び 肝炎ウイルス検査業務委託機関の募集について

1. 委託業務概要

全国健康保険協会管掌健康保険新潟支部における被保険者に対する生活習慣病予防健診及び肝炎ウイルス検査業務を委託して行うもので、「全国健康保険協会管掌健康保険生活習慣病予防健診・肝炎ウイルス検査実施要綱」を基本とします。

2. 委託契約期間

契約締結日から令和8年3月31日までとします。

3. 選定基準

受託機関は、以下の要件を全て満たしている者としてします。

- ① 「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第16条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者」（平成25年厚生労働省告示第92号）・「特定健康診査の外部委託に関する基準」を満たしていること。
- ② 高確法及びその他関係法令を遵守し、「手引き」・「標準プログラム」に沿って特定健診を実施できること。
- ③ 契約締結日から起算して、前2年以内に手形交換所による取引停止処分を受けていないこと、または前6か月以内に手形もしくは小切手の不渡り事故を起こしていないこと。
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）上の更生手続開始の申し立てをした者にあつては、契約締結日までに同法に基づく裁判所による更生手続開始決定がなされていること。
- ⑤ 民事再生法（平成11年法律第225号）上の再生手続開始の申し立てをした者にあつては、契約締結日までに同法に基づく裁判所による再生手続開始決定がなされていること。
- ⑥ 個人情報の管理は、「個人情報保護法」・「医療・介護関係事業者における個人情報の取扱いのためのガイドライン」・「個人情報取扱注意事項」、その他関連法令等の遵守を徹底していること。
- ⑦ 別紙「健診実施機関の選定基準」を満たしていること。

4. 提出書類

- ①継続契約機関：『生活習慣病予防健診選定基準等に関する調査書』および添付書類等
- ②新規契約機関：『令和7年度全国健康保険協会管掌健康保険生活習慣病予防健診新規受託申請書』および添付書類等

※提出書類については、応募を希望される機関へ別途配布しますので、ご連絡ください。

5. 提出書類（上記4）の提出期限

令和7年4月1日付契約の場合・・・令和7年3月12日（水）13：00まで
その後契約の場合・・・随時（最終受付は令和7年12月26日（金）17：00まで）

6. 提出・問い合わせ先

〒950-8513

新潟市中央区東大通 2-4-4 日生不動産東大通ビル 3F

全国健康保険協会新潟支部 保健グループ 山本・小野寺

☎ 025-242-0264 （FAXによる提出は不可）

7. 実地調査の実施

上記4「提出書類」に基づき、新規契約に際しては事前に実地調査を行います。
日程は後日調整します。

8. 選定結果の通知

提出頂きました書類の審査を行い、その結果について後日通知します。

9. 委託契約

上記審査の結果、選定基準を満たした機関との間で「全国健康保険協会管掌健康保険生活習慣病予防健診等業務委託契約書」を取り交わし、委託契約を締結します。

10. その他

- （1）提出された書類一式は、返却しませんのでご了承ください。
- （2）本事業応募に係る提出書類作成及び提出等に要する費用は、全て応募者の負担とします。

健診実施機関の選定基準

健診実施機関の選定にあたっては、全国健康保険協会管掌健康保険生活習慣病予防健診・肝炎ウイルス検査実施要綱（以下「要綱」という。）によるほか、協会けんぽが実施する事業に協力的で、次に掲げる基準を満たしていると認める医療機関を選定するものとする。

1 健診を実施する施設の基準

- (1) 生活習慣病予防健診及び肝炎ウイルス検査を実施するに必要な医師及び臨床検査技師等が確保されていること。
- (2) 生活習慣病予防健診及び肝炎ウイルス検査を実施するために必要な医療設備を保有（リース契約等により調達することが明確に定められ、文書化され、かつ安定的に調達でき、自ら保有している場合と同等の実施体制が確立され、生活習慣病予防健診及び肝炎ウイルス検査事業を実施する上で特段の支障がないと認められる場合を含む。）していること。
なお、次の各号に掲げる場合については、自ら実施しない検査等に必要な医療設備を保有している必要はない。
 - 一 検体検査、胃内視鏡検査、乳がん検診、子宮頸がん検診、眼底検査の各検査等の全部又は一部を再委託により実施する場合。
 - 二 一般健診を実施することが可能な健診機関で、付加健診、乳がん検診、子宮頸がん検診の各検査等の全部又は一部を自ら実施することができず、かつ、近隣に再委託機関が存在しないなど再委託できない相当な理由があると認められる場合であって、加入者の受診機会を確保し、保険者として健診事業等を推進していく観点から、当該健診機関等と契約を締結することが必要であると支部長が判断したとき。
 - 三 要綱の「健診の基準」に定める胃部エックス線検査の実施が困難な場合であって、加入者の受診機会を確保する観点から、胃部エックス線検査に代えて胃部内視鏡検査のみ実施可能な健診機関についても、当該健診機関等と契約を締結することが必要であると支部長が判断したとき。
- (3) 原則として、毎日（休診日を除く。）健診が実施できる体制であること。
- (4) 健診の受付、待合室の表示が明確にされているとともに、健診部門と一般診療部門が、壁やパーテーション等により物理的に分離されている又は時間帯の調整などの適切な方法により区分され、健診に必要な更衣室を有していること。なお、健診施設の改修や改築等（老朽化や経営上の理由等によるものであって、天災その他やむを得ない理由によるものを除く。）により、一時的にこれらの確保が困難になると見込まれる場合には、あらかじめ必要な措置を講じ、健診の実施に支障が生じない体制を確保できること。
- (5) 検診車により検査を実施する場合は、上記（１）～（３）の基準を満たすこと。また、健診実施の際は、健診の受付、待合及び更衣スペースを確保し、受診者に不便が生じないよう配慮されていること。

2 検査の精度管理

- (1) 検査の内部精度管理について、生化学検査等の検査に関してX-R管理図法等を用いた精度管理が毎日実施されていること。
- (2) 検査の外部精度管理について、日本医師会による臨床検査精度管理調査又はこれに準ずる精度管理調査に毎年参加し、その評価が良好であること。日本医師会による臨床検査精度管理調査にあつては、協会が実施する生活習慣病予防健診の検査項目等に対応する各項目に「D」が無いこと及び参加項目修正点が概ね「90点」以上であること。
- (3) 前述の(2)に該当しない場合であっても、健診事業を継続して実施している健診機関については、改善指導を行うとともに、既に改善が行われている旨の文書を徴すること。
- (4) 検査の精度管理上の問題点があった場合は、適切な対応策が講じられること。
- (5) 検体の取扱い、操作、保守管理、チェック体制等について適切な管理体制がとられていること。

3 検査データの記録の管理体制

受診者の健診結果データ、エックス線フィルム等健診記録の管理(5年間保存)体制が整っていること。

4 受診者に対する生活指導、栄養指導等

- (1) 受診者に対する健診結果の説明、生活指導、栄養指導等に適切に対応できること。

なお、保健師等による生活指導、栄養指導等ができない場合は、協会支部の保健師等と協力体制をとること。

また、健診結果の説明、生活指導、栄養指導等を実施する際は、受診者のプライバシーに配慮した施設(部屋)を確保すること。

- (2) 受診者に対する健診結果は、健診実施後概ね14日以内に原則事業主を経由して通知できること。

5 連携医療機関の確保

精密検査が必要な者、治療が必要な者に対して、適切な措置のとれる連携医療機関を有すること。

6 その他

健診実施機関が保険医療機関の場合は、保険診療が適切に行われていることのほか、社会保険料の納付状況が良好であることなどを総合的に勘案し、健診実施機関としてふさわしいと認められること。